

## 学校法人植草学園 行動計画

本学園の教職員が、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を作成する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間

2. 内容

目標1： 育児休業等の制度について周知し、計画期間中に育児休業の取得を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得者1人以上 女性職員・・・取得率98%以上

<対策>

- 令和8年4月～ 制度に関する文書を作成・配布し、全体職員集会等の場において全職員へ周知する。
- 令和8年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象職員を把握した場合は、担当部署より制度の周知を図る。

目標2： 一人当たり時間外労働時間の5%削減

<対策>

- 令和8年4月 昨年度の時間外労働時間数の全数把握を行う。
- 令和8年8月～ 前年度時間外労働の多かった職員に対し、個別の働きかけを行う。

目標3： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和8年4月 教職員会議の場で、全教職員を対象に一斉周知を行う（1回目）。
- 令和8年8月 教職員研修会等の場で、全教職員を対象に一斉周知を行う（2回目）。

目標4： 年次有給休暇取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和8年4月 年度はじめに昨年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和8年8月 職員研修会等の場で、計画的な年次有給休暇の取得を促す。
- 令和9年1月 有給休暇取得の少ない職員に対して個別の働きかけを行う。